

令和8年度絶滅危惧種の保全技術に係る調査検討委託業務 仕様書

1. 件名

令和8年度絶滅危惧種の保全技術に係る調査検討委託業務

2. 業務の目的

環境省では、平成26年4月に策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」において、様々な絶滅危惧種の保全対策の中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合わせて実施することとしている。必要な保全対策の選定・検討に当たっては、個々に異なる絶滅危惧種に関する情報・対策のみならず、生息・生育地の維持・改善技術や増殖技術等、他の種にも応用可能となる科学的な保全技術の開発を推進することが必要不可欠である。

また、環境省では、平成20年度に「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を作成し、平成22年度に「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を作成した。さらに、平成26年度には（公社）日本動物園水族館協会、平成27年度には（公社）日本植物園協会と、環境省との間で、「生物多様性保全の推進に関する基本協定」をそれぞれ締結し、絶滅危惧種の生息域外保全に連携して取り組むこととしている。

以上を踏まえ、本業務は、絶滅危惧種の生息域外保全の推進及び技術確立と、生息域内保全を組み合わせた効果的な保全方策の推進に資する知見や技術を収集するための検討及び事業を実施する。

3. 業務の内容

本業務は、いずれも環境省担当官と十分な連絡調整を行いつつ実施する。また、本業務に係る会議開催、専門家等への旅費・謝金の支給等は以下のとおり行う。

- ・専門家会合・検討会・意見交換会等の会議の開催に当たっては、いずれも日程調整、会場（各回半日、20名程度収容できる会場を想定）の確保、資料案の作成・印刷（各回A4判白黒約30頁・20部程度）、お茶の手配、議事進行メモの作成、会議終了後の議事概要又は議事録の作成、旅費・謝金の支給等を実施する。
- ・専門家会合・検討会・意見交換会等の会議、現地調査、技術指導への参加及びヒアリングを依頼する専門家には、謝金（専門家1名1日当たり18,000円）及び「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給する。また、現地調査、ファウンダー確保、意見交換会等に招へいする飼育施設等の実務担当者（専門家以外）にも同様の額の旅費を支給する（謝金は支給しない）。

（1）動物の生息域外保全等の推進

平成27年度までの検討において、（公社）日本動物園水族館協会との協定に基づき両者の連携によって生息域外保全に取り組む種として、トゲネズミ類とスジシマドジョウ類を抽出している。加えて、沖縄県産陸産貝類も連携して生息域外保全に取り組む

種となる見込みである。これらを対象として、(公社)日本動物園水族館協会との間に締結した協定とそれに基づく委託業務との連携を図りながら、下記に示す生息域外保全等の事業を実施する。調査・検討等の各業務の実施に当たっては、環境省担当官及び日本動物園水族館協会加盟施設と綿密な連絡・調整を行うこと。

1) トゲネズミ類の生息域外保全等の推進事業

トゲネズミ類の生息域外保全を適切に推進するため、生息域内・域外の双方の専門家4名、実務者4名程度からなる専門家会合（生息域外保全検討作業部会、WEB会議を想定）を1回程度開催する。過年度業務で作成した「第2期トゲネズミ類生息域外保全実施計画」について、専門家会合の合議内容やこれまでの事業実績、生息域内の状況などを踏まえ、環境省担当官と協議の上、改定・見直しをする。

オキナワトゲネズミについて、飼育下繁殖技術の開発を行うために必要となるファウンダーの捕獲を行う。捕獲は、わな等を用いて行うこととし、事前の現地調査を含めて1回（6泊7日を想定）実施する。捕獲のために法令手続きが必要となる場合は、環境省担当官と協議の上、手続きに必要な書類の作成等を行うこと。

2) スジシマドジョウ類の生息域外保全等の推進事業

生息域外保全を推進する必要性の高いタンゴスジシマドジョウについて、生息域外保全の実施方針等を検討するため、専門家3名程度を招へいし、関連する行政職員、生息域外保全の関係者による連絡会議（WEB会議を想定）を1回程度開催する。

3) 沖縄県に生息する陸産貝類の生息域外保全等の推進事業

生息域外保全を推進する必要性の高い沖縄県産陸産貝類3種（ヘソアキアツマイマイ、オオアガリマイマイ及びアマノヤマタカマイマイ）について、以下①～③のとおり生息域外保全事業を推進する。

① 飼育下繁殖技術の開発

令和元年度以降に捕獲したファウンダーから得られた飼育下個体群を用い、動物園等での実施を想定した、より効率的な飼育下個体群の管理技術（省スペース、省人工等）の開発を進める。管理技術の開発に必要な飼育用物品等は受託者において用意すること。

また、同じく飼育下繁殖技術の開発に取り組んでいる（一財）沖縄美ら島財団 美ら海水族館、（公財）沖縄こどもの国、ネオパークオキナワ、磐田市竜洋昆虫自然観察公園、（一社）野生生物生息域外保全センターの各施設にて対面で各1回程度打ち合わせを実施し、綿密な調整を行う。また、その他の動物園・水族館・昆虫館等への技術移転を想定し、飼育下繁殖及び管理技術の開発で得られた新たな知見を踏まえ、対象陸産貝類の飼育・繁殖マニュアルの適宜見直しを行う。

② 技術交流会の実施

生息域外保全の技術向上を目的とした技術交流会（WEB会議を想定）を1回程度開催する。技術交流会には、3種の生息域外保全の実施施設（5施設程度、各1名程度）を招へいするとともに、専門家2名程度を招へいする。

③ 保全検討会の開催

今後の沖縄県産陸産貝類の生息域外保全や野生復帰の方向性等について検討する

ため、生息域内・生息域外の双方の専門家・実務者・関連する行政機関から成る保全検討会（WEB会議を想定）を2回程度開催する。保全検討会には、3種の生息域外保全の実施施設（5施設程度、各1名程度）を招へいするとともに、専門家4名程度を招へいする。保全検討会の合議内容やこれまでの事業実績、生息域内の状況などを踏まえ、3種について保護増殖事業の実施計画（案）を作成する。

（2）維管束植物の生息域外保全等の推進

絶滅のおそれのある維管束植物を対象とした以下の各事業について、（公社）日本植物園協会との間に締結した協定とそれに基づく委託業務との連携を図りながら、生息域外保全及び野生復帰技術の検討・開発を推進する。調査・検討等の各業務の実施に当たっては、環境省担当官及び（公社）日本植物園協会加盟施設と綿密な連絡・調整を行うこと。

1) キリシマイワヘゴの生息域外保全・野生復帰事業

徳島県及び宮崎県に生育するキリシマイワヘゴについて、生息域外保全・野生復帰事業に関する方針等を検討するため、4名程度の専門家を招へいし、専門家会合（徳島県内、WEB会議併用を想定）を1回程度開催する。

徳島県の生育地においては、専門家（県内在住者を想定）1名程度に依頼し、5～6月頃に胞子採取調査（日帰り想定）を3回程度実施する（うち1回は受託者の同行（1名、1泊2日）を想定）。また、防鹿柵及び周辺植生のモニタリングを実施し、環境変化に伴う個体への影響等について評価する（専門家会合の開催と合わせての実施を想定）。

宮崎県の生育地においては、専門家（県内在住者を想定）1名程度に依頼し、5～6月頃に胞子採取調査（日帰り想定）を3回程度実施する。

上記の結果を踏まえ、過年度業務で作成した「キリシマイワヘゴの生息域外保全・野生復帰事業計画」について、環境省担当官と協議の上、改定・見直しをする。

2) ホソバフジボグサの生息域外保全・野生復帰事業

宮古島に生育するホソバフジボグサについて、生息域外保全・野生復帰事業の推進のため、現地調査（現自生地や旧自生地近辺における野生復帰のための播種・植え戻し試験を含む）を実施する（4回程度を想定）。また、本種の生息域内保全を含む今後の保全対策を検討するために、石垣島の生育記録地点等において、最適な維持管理手法の検討のための現地調査を実施する（2回程度を想定）。また、調査の際、本種が発見された場合は、環境省担当官と協議の上、ファウンダーの確保を行うこと。

本種の保全の方向性については、専門家1名程度を招へいし、検討会（1回程度、WEB会議を想定）を開催して決定することとする。現地での播種・植え戻し試験及び現地調査の結果を踏まえ、本種の保護増殖に関する目標設定・計画の案について検討する。

3) リュウキュウヒメハギの生息域外保全の技術開発等

リュウキュウヒメハギの栽培・増殖・管理に関する方法等の技術開発を実施する。また、今後の生息域外保全及び野生復帰を視野に入れ、生育地の環境条件の把握や

最適な維持管理手法の検討のための現地調査を実施する（2回程度）。調査の際、環境省担当官と協議の上、ファウンダー確保を行う。

本種の保全の方向性については、専門家2名程度を招へいし、検討会（1回程度、WEB会議を想定）を開催して決定することとする。生息域外保全の技術開発及び現地調査の結果を踏まえ、本種の保護増殖に関する目標設定・計画の案について検討する。

（3）生息域外保全等の推進に関する講習会等の開催

1) 動物の生息域外保全における遺伝的多様性の維持に関する講習会の開催

動物（昆虫類を含む）の飼育施設に向けて、生息域外保全における遺伝的多様性の維持に関する講習会を1回開催する（WEB会議を想定）。開催にあたっては、講師として遺伝子の専門家（3名程度）を招へいする。

2) 昆虫施設との意見交換会の開催

絶滅危惧昆虫の生息域外保全に関する昆虫施設との連携事業として、昆虫施設と環境省との意見交換会を1回程度開催し、昆虫施設における絶滅危惧種の生息域外保全の取組の現状や今後の課題等について情報共有を図る。意見交換会は対面で開催することを想定するが、環境省担当官と調整の上、詳細を決定すること。意見交換会には、昆虫施設のうち絶滅危惧種の生息域外保全への協力施設又は協力が期待できる施設（8施設程度、各1名程度）、昆虫の専門家（全国在住、3名程度）を招へいする（いずれも日帰りを想定）。昆虫施設の担当者による事例発表を行うものとし、その依頼、調整及び補助を行うこと。

また、生息域外保全における遺伝的多様性の維持に関して、意見交換会の内容を踏まえ、昆虫の専門家が昆虫施設への助言・指導等を行うことができる体制の構築を目指すこととし、専門家及び各昆虫施設との必要な連絡調整を行うこと。

3) 維管束植物の生息域外保全に関する今後の方針に関する意見交換会等の実施

現在、（公社）日本植物園協会と実施している、国内希少野生動植物種（維管束植物）の生息域外保全について課題等を把握するため、植物園等を対象としたアンケートを実施する。その上で、アンケート結果を踏まえて必要な施策を検討するため、専門家2名程度を招へいし、植物園関係者との意見交換会（1回程度、WEB会議を想定）を開催する。

4. 業務履行期限

令和9年3月31日まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 公開版12部（A4判 100頁程度、くるみ製本）

非公開版5部（A4判 200頁程度、くるみ製本）

※公開版報告書においては、種の生息地を特定できる情報を秘匿すること。

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しそ

の指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっても、押印ではなく本人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和 7 年度絶滅危惧種の保全技術に係る調査検討委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和 7 年度絶滅危惧種の保全技術に係る調査検討委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室 橋口（TEL:03-5521-8353）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。